

## 知床世界自然遺産シンボルマークの運用規定について（お知らせ）

平成22年6月10日(木)  
環境省、林野庁、北海道、斜里町、羅臼町

(問合せ先)  
環境省釧路自然環境事務所(担当：三宅)  
0154-32-7500(TEL)、0154-32-7575(FAX)

知床世界自然遺産地域連絡会議では、地元団体や関係機関が一丸となって行う知床世界自然遺産の保安全管理をより一層進めて行くことを国内外にアピールしていくため、昨年4月に「知床世界自然遺産」シンボルマークを策定しておりました。環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道、斜里町、羅臼町では、本シンボルマークを適正に使用していただくため、今般運用規定を決定しましたのでお知らせします。

### 1．知床世界自然遺産シンボルマークの運用規定について

知床世界自然遺産シンボルマークを使用する場合は、原則として事前の申請及び申請手数料等が必要です。詳しい手続き等につきましては別添の運用規定をご確認ください。

### 2．申請書及び申請手数料等の提出先について

申請書及び申請手数料等については以下の宛先に提出してください。

〒099-4356

北海道斜里郡斜里町字岩宇別531番地 知床自然センター内

(財)知床財団

0152-24-2114(TEL) 0152-24-2115(FAX)

### 3．留意事項等

- ア 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- イ シンボルマークのデータファイル一式は、原則として、申請書に記載された連絡先のE-mail アドレスに送信いたします。
- ウ 本シンボルマークは知床世界自然遺産の広報、普及啓発を目的としており、商品等の品質、性能等を保証するものではありません。また、商品等の購入を推奨するものではありません。
- エ シンボルマークの使用に際してはオリジナルデザインの意図するものを損なわないよう、知床世界自然遺産シンボルマークCIシートを遵守してください。
- オ 知床世界自然遺産シンボルマークの詳細については以下のお知らせをご参照ください。

[http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/to\\_2009/0420a.html](http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/to_2009/0420a.html)

- 添付資料1 知床世界自然遺産シンボルマーク運用規定
- 添付資料2 知床世界自然遺産シンボルマーク使用申請書
- 添付資料3 知床世界自然遺産シンボルマークCIシート